

支払停止後に振り込まれた信託解約金を受働債権とする相殺は不可（民事再生法）  
（最判小1平成26・6・5判例時報2233号109頁）

大阪学院大学大学院教授 細見利明

## 1 事案の概要

本件は、預金者AがB銀行に対して普通預金の払戻しを請求した事件である。これに対し、被告のB銀行はAが払戻しを請求する預金払戻債務は相殺により消滅したと抗弁した。すなわち、B銀行はAの普通預金払戻債務770万余円とAに対して有していた約6000万円の保証債権とを相殺したから、もはや払い戻すべき預金はないと主張した。これに対しAは、B銀行がした相殺は民事再生法93条1項3号の相殺禁止に該当して無効であること、なぜならAは平成20年12月29日に支払を停止し、その後裁判所に民事再生手続の開始を申し立て、民事再生手続開始決定を受けたが、B銀行が相殺の受働債権とした預金（本訴請求債権）は、Aが支払を停止したことを知りながらB銀行が負担した債務であり、民事再生法により相殺が禁止されていると主張した。

B銀行が相殺の受働債権とした普通預金は信託の解約返戻金として信託会社からAの普通預金口座に振り込まれた金員であった。すなわち、B銀行は、AがB銀行を通じて買入れた投資信託受益権をAの委託を受けて管理していたが、Aが支払を停止した後の平成21年3月23日、債権者代位権に基づきAが有する信託の解約申入権を行使し、これにより解約返戻金がB銀行におけるAの普通預金口座に振り込まれたことにより形成された普通預金払戻債務をもって相殺の受働債権としたのであった。

## 2 訴訟の経過

Aは、B銀行がした相殺は、民事再生法93条1項3号が定める相殺禁止に該当するから無効であると主張して、B銀行に対し、上記預金の払戻しを求める訴訟を提起した。なお、民事再生法93条1項3号は、債権者が、再生債務者について「支払の停止があった後に再生債務者に対して債務を負担した場合であって、その負担の当時、支払の停止があったことを知っていたとき」は相殺できない旨定めると共に、その債務が「・・・支払の停止・・・があったことを再生債権者が知った時より前に生じた原因」（同条2項2号）に基づくときは相殺できると定めている。

なお、Cは、Aの民事再生手続において監督委員に選任された弁護士であるが、民事再生法56条により裁判所から否認権行使の権限を付与されて上記訴訟に当事者参加し、被告に対し、受益権に係る信託契約の一部の解約から解約金返還債務の消滅に至るまでの行為が、民事再生法127条の3第1項の否認対象行為に該当するとして民事再生法上の否認権を行使し、B銀行に対し、Aと同様の金額の支払を求めた。

## 3 第1審及び原審

第1審の名古屋地方裁判所は、B銀行がした本件相殺は民事再生法93条1項3号に該当し、同条2項2号に該当しないから無効であると判断してAのB銀行に対する預金払戻請求を認容した。また、監督委員Cの参加請求については、相殺が無効である以上、否認対象行為は存在しないと判断してCの請求を棄却した。

しかし、控訴審である原審の名古屋高等裁判所は、B銀行の敗訴部分を取り消し、Aの請求を棄却した。その理由は晦渋であるが、要するに、解約返戻金の振込による預金の成立自体はAの支払停止後であっても解約返戻金は信託受益権の管理委託契約を原因として発生したものであり、管理委託契約はAの支払停止前に締結されていたから相殺禁止に該当しないというものである。

#### 4 最高裁判決

最高裁は、原判決を取り消し、第1審判決に対するB銀行の控訴を棄却した（第1審判決が正当であると認めた。）。その理由は次のとおりである。

「しかしながら、原審の上記判断のうち本件債務の負担が民事再生法93条2項2号にいう「支払の停止があったことを再生債権者が知った時より前に生じた原因」に基づく場合に当たるとした部分は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

民事再生法は、再生債権についての債権者間の公平・平等な扱いを基本原則とする再生手続の趣旨が没却されることのないよう、93条1項3号本文において再生債権者において支払の停止があったことを知って再生債務者に対して債務を負担した場合にこれを受働債権とする相殺を禁止する一方、同条2項2号において上記債務の負担が「支払の停止があったことを再生債権者が知った時より前に生じた原因」に基づく場合には、相殺の担保的機能に対する再生債権者の期待は合理的なものであって、これを保護することとしても、上記再生手続の趣旨に反するものではないことから、相殺を禁止しないこととしているものと解される。

前記事実関係によれば、本件債務は、上告人の支払の停止の前に、上告人が被上告銀行から本件受益権を購入し、本件管理委託契約に基づきその管理を被上告銀行に委託したことにより、被上告銀行が解約金の交付を受けることを条件として上告人に対して負担した債務であると解されるが（最高裁平成17年（受）第1461号同18年12月14日第一小法廷判決・民集60巻10号3914頁参照）、少なくとも解約実行請求がされるまでは、上告人が有していたのは投資信託委託会社に対する本件受益権であって、これに対しては全ての再生債権者が等しく上告人の責任財産としての期待を有しているといえる。上告人は、本件受益権につき解約実行請求がされたことにより、被上告銀行に対する本件解約金の支払請求権を取得したものはあるが、同請求権は本件受益権と実質的には同等の価値を有するものとみることができる。その上、上記解約実行請求は被上告銀行が上告人の支払の停止を知った後にされたもの

であるから、被上告銀行において同請求権を受働債権とする相殺に対する期待があったとしても、それが合理的なものであるとはいえない。

また、上告人は、本件管理委託契約に基づき被上告銀行が本件受益権を管理している間も、本件受益権につき、原則として自由に他の振替先口座への振替をすることができたのである。このような振替がされた場合には、被上告銀行が上告人に対して解約金の支払債務を負担することは生じ得ないのであるから、被上告銀行が上告人に対して本件債務を負担することが確実であったということもできない。さらに、前記事実関係によれば、本件においては、被上告銀行が上告人に対して負担することとなる本件受益権に係る解約金の支払債務を受働債権とする相殺をするためには、他の債権者と同様に、債権者代位権に基づき、上告人に代位して本件受益権につき解約実行請求を行うほかなかったことがうかがわれる。

そうすると、被上告銀行が本件債務をもってする相殺の担保的機能に対して合理的な期待を有していたとはいえ、この相殺を許すことは再生債権についての債権者間の公平・平等な扱いを基本原則とする再生手続の趣旨に反するものというべきである。したがって、本件債務の負担は、民事再生法93条2項2号にいう「支払の停止があったことを再生債権者が知った時より前に生じた原因」に基づく場合に当たるとはいえず、本件相殺は許されないと解するのが相当である。」

## 5 評釈

最高裁判決の結論には賛成するが、理由が冗長にすぎると思う。

本件の真相を考えれば、このような相殺が許されるはずがないことがわかる。

B銀行が相殺の受働債権としたのは普通預金払戻債務である。しかし、Aが支払を停止しB銀行がその事実を知った当時には、自働債権である保証債権と相殺できるだけの十分な預金残高がなかった。そこで、B銀行は相殺の受働債権とする普通預金残高を増やすために、Aを受益者とする信託の解約金返戻金が約定によりB銀行におけるAの普通預金口座に振り込まれることに目をつけ、債権者代位権による解約という異常な手段を講じて、信託の解約返戻金をAの普通預金口座に振り込ませたのである。こうして、相殺の受働債権を作出し、作出した受働債権との相殺により保証債権を回収しようとしたのである。Aの支払停止当時、B銀行は相殺の受働債権とすべき十分な預金払戻債務を負担していなかったため、債権の抜け駆け的な回収を画策し、支払停止後にAの預金残高を作出したのである。まさに民事再生法において相殺が禁止されるころの、「債権者の支払停止後の債務負担」に該当し、債務負担の原因は支払停止後にあることも明らかである。

債権者の債務負担が支払停止等の事実を知る「前に生じた原因」に基づくものか「後に生じた原因」に基づくものかの判断基準としては、「具体的な相殺期待」が生じた時期との関係で考察すべきである。具体的な相殺期待が支払停止等の前に発生しておれば

支払停止等の「前に生じた原因」に基づく債務であるから相殺が許され、具体的な相殺期待が支払停止等の後に発生したのであれば相殺は許されないと説かれている（伊藤374頁）。例えば、銀行が貸金債権を自働債権とし、支払停止後に第三者からの送金により負担した預金払戻債務を受働債権として相殺する場合について考えると、預金契約自体は支払停止の前になされていても、支払停止後に第三者からの送金により預金払戻債務が負担されたのであれば、「具体的な相殺期待」は送金による預金増加時に発生したものでありそれは支払停止後であるから相殺は許されないと説かれている。

本件もこの預金契約の例と異なるところはない。それどころか、第三者からの送金をB銀行が主導権を握って実現していることが注目される。

信託契約が解約されて解約返戻金が振り込まれなければ増加した預金の払戻債務は発生しないからそれ以前に具体的な相殺期待は存在しない。信託契約が解約されて解約返戻金がB銀行に送金され、B銀行のAに対する預金払戻債務が発生して初めて具体的な相殺期待が発生する。民事再生法39条2項2号の主張は成立せず、Aの預金払戻しの請求は認容されるべきである。

最高裁が長文で説示するほどのことではない簡単な事案であると思う。

相殺禁止に該当しないと判断した原審裁判官の感覚を疑う。